

寒河江市建設工事元請下請関係適正化指導実施要領

(目的)

第1条 この要領は、寒河江市建設工事元請下請関係適正化指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施される元請下請関係適正化指導等の具体的な運用のために、必要な事項を定めることを目的とする。

(一括下請負の判断基準)

第2条 要綱第3条の一括下請負に該当するか否かは、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号 建設経済局長通達）を参考として判断するものとする。

(下請の選定)

第3条 要綱第5条の規定により、元請が下請を選定する場合は、少なくとも「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月6日付け建設省厚発第38号の2）の建設産業における生産システム合理化指針（以下「合理化指針」という。）の別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

(下請からの暴力団の排除)

第4条 要綱第7条第4項の誓約書を徴する下請とは、1次及び2次下請以降すべての下請負人とする。なお、建設工事の下請契約に係る下請に限るものとする。

2 下請に係る誓約書は、市から直接工事を請け負った元請が徴して、発注担当課長等に提出するものとする。

(下請報告書等の提出)

第5条 要綱第9条第1項の「当該工事に係る下請契約書等の写し」とは、一次下請に係る契約書等をいうものとする。

(施工体制台帳に係る添付書類)

第6条 要綱第10条の施工体制台帳の写しに添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるものとし、留意すべき事項は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 請負契約書及び下請契約書等の写し すべての下請契約に係る契約書等の写しを添付するものとし、下請契約が数次に渡り重層的になっている場合であっても、すべての段階での下請契約書等の写し（請負代金の額が明記されているものに限る。）を添付すること
- (2) 監理技術者の管理技術者資格者証の写し及び請負者との雇用関係が確認できる書類の写し 当該監理技術者と請負者との雇用関係が確認できる書類は、健康保険被保険者証や住民税特別徴収税額通知書等とする。
- (3) 専門技術者の主任技術者資格を証する書面の写し及び請負者との雇用関係が確認できる書類の写し 主任技術者資格を証する書面は、土木施工管理技士や建築士等の合格証等とし、雇用関係を確認できる書類は、前号の監理技術者の場合と同様とする。

2 前項各号の書類は、市との建設工事請負契約書及び現場代理人等指定通知書に添付して既に提出しているものについては、不要とする。

(下請代金の支払いに係る指導)

第7条 要綱第11条各項に定める下請代金の支払いについては、特に市から工事を直接請け

負った元請の指導責任を十分認識させ、下請の保護及び指導を行わせるものとする。

(下請における雇用管理等)

第8条 要綱第13条の規定により、下請は、労働者の安全と適正な雇用管理を図るため、少なくとも合理化指針の別表2に定める事項について措置するものとする。

(各発注担当課等の長における確認)

第9条 各発注担当課等の長は、要綱の規定に違反していないか確認するとともに、要綱第9条各項及び第10条各項に定める提出書類等のおりに施工がなされているかについて、現場に監督職員を派遣して確認するものとする。

2 各発注担当課等の長は、前項の確認の結果に基づき、工事を直接請け負った元請に対して、必要な指導又は指示を行うものとする。

3 各発注担当課等の長は、前項の指導又は指示に従わない場合、当該指導又は指示した事項に関する措置結果が適切と認めがたい場合及び一括下請負の事実が確認された場合は、すみやかに、財政課長に報告するものとする。

4 要綱第8条の規定により、元請及び下請が不当要求を受けた等の報告を受けた発注担当課長等は、すみやかに財政課長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月16日から施行する。